

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1 | 2号機 | 原子炉格納容器隔離弁弁間（可熱性ガス濃度制御系（B）隔離弁及び同出口元弁間）漏えい試験において、漏えいが認められたため、対応検討 | D | |
| 2 | 2号機 | 補機冷却系海水ポンプ（A）点検において、上部軸受スリーブ及びシャフトに摩耗が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 3 | 2号機 | 取水設備スクリーン装置点検において、塵芥排出溝流出用水配管（強化プラスチック製）（B）にひびが認められたため、当該配管を交換 | D | |
| 4 | 2号機 | 主タービン潤滑油油清浄機カートリッジフィルタ出口弁接続部よりリーク（1滴／30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 原子炉格納容器内原子炉再循環系配管放射能測定作業を作業許可の承認前に作業着手したことが認められたため、対応検討 | C | |
| 6 | 3号機 | タービン建屋電気品室換気空調系冷凍機（A）圧縮機出口圧カスイッチ点検において、接断差精度外が認められたため、当該スイッチを交換 | D | |
| 7 | 3号機 | タービン建屋電気品室換気空調系冷凍機（B）圧縮機出口温度スイッチ点検において、動作不良が認められたため、当該スイッチを交換 | D | |
| 8 | 3号機 | タービン建屋電気品室換気空調系冷凍機（A）圧縮機出口温度スイッチ点検において、動作不良が認められたため、当該スイッチを交換 | D | |
| 9 | 3号機 | 中央操作室換気空調系空調機（B）用室内温度検出器よりエアリーク（少量）が認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |
| 10 | 4号機 | 主蒸気管漏えい検出温度記録計点検において、駆動用小型モータに異音が認められたため、当該モータを交換 | D | |
| 11 | 5号機 | 主変圧器空気しゃ断器点検において、制御用コンデンサに液漏れ（6台中2台）が認められたため、当該コンデンサ（6台）を交換 | D | |
| 12 | 5号機 | 主タービンバイパス弁駆動用油筒（No. 1～3）点検において、ケーブル用フレキシブル電線管（3本）に破損が認められたため、当該電線管を交換 | D | |
| 13 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）始動空気制御用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 14 | 5号機 | 循環水ポンプ（B）点検において、同ポンプ吸い込み室の海水排水用仮設ポンプのホース継手部が外れ、ホース継手及びホースが排水側の取水路（B）に落下したため、対応検討 | C | |
| 15 | 6号機 | 主発電機固定子巻線温度記録計打点（No. 14）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理 | D | |
| 16 | 集中環境施設 | 高温焼却建屋1階操作室、地下1階電気品室及び2階非管理区域のページング用スピーカーに音声不良が認められたため、当該スピーカーを点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで